

『延喜式』卷三九「正親司」現代語訳（稿）

Modern Japanese Translation of Scroll 39 of the Engishiki, “Seishinshi” (Tentative)

FURUTA Kazufumi

古田一史

『延喜式』卷三九「正親司」の現代語訳（稿）作成にあたって

本稿は、人間文化研究機構広領域連携型基幹研究プロジェクトの一環である「古代の百科全書『延喜式』の多分野協働研究」の活動成果である。本研究活動は、分野の枠を越えて『延喜式』の活用を可能とする環境を整えるため、現代語訳の作成および将来におけるWEBでの情報発信を目指している。本稿では、『延喜式』卷三九のうち「正親司」を取り上げ、現代語訳（稿）として誌面において紹介する。

〔正親司の職掌・沿革〕

正親司は宮内省の下に置かれた官司で、皇族の台帳を管理し、それに基づいて皇族への給付を行うことを職務とした。また大宝令制下では、有位女王の資人の考文も校定した。正親司の把握する皇族の中で、各種給付の対象とされたのは、令制においては天皇から数えて二世以下四世以上であった。慶雲三年（七〇六）に五世まで拡大されているが、延暦

十一年（七九二）には令制に戻された。正親司の構成をみると、令制では長官の正以下、佐、大令史・少令史、下級職員である使部・直丁が所属した。さらに延暦十五年（七九六）には史生二人が追加されている。

〔式の概要・条文構成〕

卷三九「正親司」は、大きく分けて、①各種給付の対象となる皇族の管理と給付手続きに関する部分（1条～12条）と②正親司の財政に関する規定（13・14条）から構成されている。

①には、衣替え手当て（時服）（1～3条）、職位給（季禄）（4条）、女性皇族への給付（女王禄）（5・6条）の支給に関する規定が置かれ、次いで衣替え手当て・女性皇族への給付・節会参加による下賜品（節禄）の支給などのために名簿を提出する規定（7～10条）が並ぶ。また、出家（11条）や死去（12条）など、給付の停止に関わる条文も含まれる。

②には、女性皇族への給付財源としての土地（女王地）（13条）と正親司の余剰財源の運用（14条）に関する条文がある。

【凡例】

- 1 本稿は『延喜式』巻三九「正親司」（以下、正親式とする）の現代語訳である。
- 2 原文として土御門本を底本とする本誌別掲の校訂文を用いた。
- 3 訳文中の字体は、原則として本誌別掲の校訂文に従った。
- 4 式名・条文番号・条文名は、本誌別掲の校訂文に従った。
- 5 各条冒頭には、条文内容の把握の一助として条文概要を付している。
- 6 語句注等は、本文のみで簡便に読み進めていける訳文とするため、付けていない。訳出が困難な語句は原文のまま表示して適宜ルビを付し、可能な限り補足的な説明を挿入するほか、逐語訳が困難な場合は意訳で対応した箇所もある。
- 7 訳文中の〈 〉は、校訂文の注（底本の割書）を表している。
- 8 訳文中の補1～3は、本稿末尾掲載の補考の番号と対応する。
- 9 補考で『延喜式』に言及する場合、正親式1諸王年満条など式名・条文番号・条文名のみを表示とする。原文引用に際しては本誌別掲の校訂文を用いる。
- 10 尺寸（長さ）・斗升（容積）・斤両（重さ）といった度量衡は訳していない。

※メートル法への換算値については、参考までに虎尾俊哉編『訳注 日本史料 延喜式』（上・中・下、集英社、二〇〇〇年・二〇〇七年・二〇一七年。以下、補考を含め訳注本と略述）が採用している正倉院伝来容器の計測結果等に基づいた数値を以下に示す。

- ・長さ…一尺Ⅱ約二九・七センチメートル
（一丈Ⅱ一〇尺／一尺Ⅱ一〇寸）
- ・容積…一升Ⅱ約八〇〇ミリリットルⅡ約〇・八リットル

（一斛Ⅱ一〇斗Ⅱ一〇〇升／一升Ⅱ一〇合Ⅱ一〇〇夕）
・重さ…一斤Ⅱ約六七四グラム
（二斤Ⅱ一六両／一両Ⅱ四分／一分Ⅱ六銖）

11 本稿は、古田一史が下訳を行い、国立歴史民俗博物館内にて「正親式」現代語訳検討会を開催して内容・語句を検討し、清武雄二・古田一史が取りまとめた。なお、「正親式」現代語訳検討会の参加メンバーは以下の通りである（五〇音順、敬称略）。

井上正望、エミリー・ウォーレン、河合佐知子、清武雄二、篠崎尚子、戸村美月、古田一史、渡邊美紗子

〔付記〕 本稿はJSPS 科研費 16H03485・20H01318 による成果の一部である。

【「正親式」現代語訳（稿）】

延喜式卷第三九（正親・内膳）

正親司

1 諸王年満条

【案文概要】

衣替え手当ての受給年齢に達する皇族への支給開始手続きに関する規定

【現代語訳】

皇族の年齢が数えて十二歳に達したら、十二月に京職が宮内省に通知し、宮内省は京職の通知書類を正親司に下して正親司が保管する皇族の台帳と照合させよ（補1）。正親司はこの作業が終わったら通知書類を宮内省に送れ。翌年正月に太政官の通達を受領してから、衣替え手当ての支給を開始せよ。

2 王定条

【案文概要】

衣替え手当てを支給する皇族の定員に関する規定

【現代語訳】

衣替え手当てを支給する皇族の定員は四二九人とし、死亡による欠員が出たら順次補え。ただし臣籍降下による欠員は代わりの者を補うことはせず、ただちに定員を削減せよ（補2）。

3 諸王計帳条

【案文概要】

皇族の台帳の作成と宮内省への提出までの手続きに関する規定

【現代語訳】

皇族の台帳は二通作成せよ。正親司の官人が署名し、京職の処理が終

わったら、一通は正親司に留め、皇族が衣替え手当ての受給年齢に達する旨の宮内省の通達の受領後、これと台帳とを照合の上で宮内省に報告せよ。

4 同世同名条

【案文概要】

職位給の支給対象となる皇族で同世代に同名の者がいる場合の対応に関する規定

【現代語訳】

職位給を受給する皇族で、同世代に同じ名前の者がいる場合には、速やかに改名を申告させ、帳簿に記載して提出せよ。ただし新しい名前の下にもとの名前を注記せよ。

5 女王祿条

【案文概要】

正月八日に女性皇族への給与を支給する儀次の次第

【現代語訳】

正月八日に給与を女性皇族に支給せよ。担当官司は座を紫宸殿の南庭に設営し、仮設屋舎二棟を安福殿の前に立て、給付物を紫宸殿南庭に常設されている標識の南に積み、また紫宸殿上の設営にも奉仕せよ。天皇が紫宸殿に出御したら、内侍は女官を率いて座に着け。正親司の官人は対象の女性皇族を引率し月華門から参入せよ。女性皇族は仮設屋舎の座に着き（年齢にかかわらず世代を順番の基準とする）、次に正親司の官人はみなともに速やかに移動し安福殿前庭の座に着け。佑一人が名簿をとり、「其の親王の子孫」と唱えよ（補3）。該当の女性皇族は立ち上がり応答して、紫宸殿南庭の座に着け。着座し終えたら名簿をとり一人一人名を呼べ。呼ばれた女性皇族は応答し、進み出て給付物を受け取

り退出せよ。以下の者も同様にせよ。その給付額は、人ごとに絹二疋、真綿六屯（十一月の新嘗会しんじょうえの下賜品も同様にする）。

6 女王定条

〔案文概要〕

女性皇族への給与を受ける定員に関する規定

〔現代語訳〕

給与を受ける女性皇族の定員は二六二人。欠員が生じることにより代わりを補い、臣籍降下による給付対象からの離脱は補充しないことは、前掲の条文（2条）と同様にせよ。

7 諸王時服条

〔案文概要〕

皇族の衣替え手当ての受給者名簿の申請と手当ての受け取りに関する規定

〔現代語訳〕

皇族に支給する衣替え手当ては、天皇から二世代降った皇族に絹六疋、糸一二紬いと、調布一八端、緞三〇本。三・四世代降った皇族の支給額は禄りょう令に準拠せよ。正月二十日に受給者等を記録して宮内省に送れ。秋冬分も同様にせよへただし糸の代わりに真綿を、緞五本の代わりに鉄二疋を支給する。受給者はみな大蔵省に赴き受け取れ。代理人を派遣して代わりに受け取らせてはならない。

8 女王節禄条

〔案文概要〕

節会に参加する女性皇族の名簿に関する規定

〔現代語訳〕

女性皇族に正月七日の節会・新嘗会しんじょうえにおける下賜品を支給するために用いる参加者名簿は、当日の早朝に天皇に奏上せよ。

9 平野祭条

〔案文概要〕

平野祭の参加者名簿に関する規定

〔現代語訳〕

平野祭ひらのさいに参加する官人と皇族の名簿は、太政官に提出せよ。

10 薬師寺条

〔案文概要〕

薬師寺最勝会に参加する皇族の選定に関する規定

〔現代語訳〕

薬師寺最勝会やくしじさいしょうえに参加する皇族は、官職に就いていない六位以下の者を、二〇人以下一六人以上、正親司せいしんしがあらかじめ選定し、三月一日に名簿を太政官に提出せよ。

11 諸王出家条

〔案文概要〕

皇族が出家した場合に特定の給付を停止する規定

〔現代語訳〕

皇族が出家した場合、衣替え手当ての支給を停止せよ。女性皇族の節会参加による下賜品も同じく停止せよ。

12 諸王死去条

〔案文概要〕

六位以下の皇族の死亡を報告する規定

〔現代語訳〕

六位以下の皇族が死亡した場合、その家は正親司に申告し、正親司はただちに宮内省に報告せよ。

13 女土地案

〔案文概要〕

女性皇族への給付財源としての土地の規模と位置

〔現代語訳〕

女性皇族への給付財源としての土地は一町（ちやう）（左京の北辺三坊にある）。

14 闕官案

〔案文概要〕

欠員や欠勤者の食料を別の用途に充てる規定

〔現代語訳〕

常勤および非常勤の官人に支給される激務に対する特別手当のうち、欠員や欠勤している者の分は、正親司庁舎の軽微な破損の修理やその他の雑用に充てよ。

〔補考〕

〔補考一〕「延喜式」にみえる正親司の「名簿」勘会

一 正親司の職務と文書

正親式には、皇親に対する給付関係の規定が多く収められている。ここでいう皇親とは、天皇から数えて二世から四世の範囲にあり、かつ賜姓されていない（臣籍降下していない）皇族である。養老職員令45正親司条にその職掌として「皇親名籍事」とみえていることから、皇親への給付に際しては、正親司が有する皇親名籍が基本的な台帳とされるというのが一般的な理解である。

このような正親司による皇親把握がよく現れているのが、正親式1諸王年満条と同3諸王計帳条である。前者は皇親時服支給開始に際しての手続きを定めたものであり、後者は皇親の台帳をめぐって正親司と左右京職との間で行われる業務の規定である。ところが、これら二条文の内容理解については、訳注本でも論究されていない部分が残る。よって、以下では正親司と左右京職および宮内省の間で行われる文書行政に着目して、訳注本の理解をさらに補っておきたい。

平安時代の皇親に対する給付としては、皇親時服・季禄および女王禄がある。このうち、皇親時服は十三歳以上の皇族に対して支給されることとされていた。この支給手順について、正親式1諸王年満条には次のように規定されている。

凡諸王年満三十二、毎年十二月、京職移三宮内省、省以三京職移、即付レ司令レ勘二会名簿一。訖更送レ省。明年正月待二官符到一、始預下二賜三時服一之例上。

また宮内式47諸王時服条には

凡給三諸王時服一者、歳満三十二、毎年十二月京職録レ名送レ省、省付三正親司一、勘二会虚実一。訖即申レ省、省録申レ官、下レ符給之。

とある。これらによると、その年に十二歳に達した諸王（ここでは皇親と同じ）について左右京職がその名を書き上げて宮内省に通知し、宮内省はこれを正親司に下して、正親司は京職の通知が適切なものであるかを確認することとされている。そして正親司が確認を終えたら宮内省へと結果が報告され、太政官へと上申されて、翌年正月には時服支給開始を認める太政官符が下される（このとき対象の諸王は十三歳になっている）。

1条では左右京職の通知を点検するため、正親司が「名簿」を持ち出しており、訳注本はじめ、これが職員令における皇親名籍と同一であると考えられている。詳細は後述するが、元来の法意としては皇親名籍による点検と考えて問題ないだろう。そしてここでは、正親司の持つ「名簿」が基本となり、左右京職の通知の内容の妥当性を検証するのであるから、「令^レ勘^ニ会名簿^ニ」とあるのもそうした文脈で読み下すべきである。よって訳注本では「名簿を勘会せしめよ」と読み下しているが、「名簿と勘会せしめよ」とするのがより文脈に即しているだろう。訳注本の他の箇所を読み下しても、例えば中務式19女官季禄条では、女官の人数と支給品の種類・数量が申請されると、中務省が「勘^ニ会去年禄文^ニ」（去年の禄の文と勘会）「するとあり、「勘会〇〇」で「〇〇と勘会」と読むことは可能であろう。

正親式3諸王計帳条は、一見1条の規定と整合的に理解することが難しい。

凡諸王計帳者、令^レ造^ニ通^ニ、司加^ニ押署^ニ。京職判畢一通留^レ司、待^ニ年足符^ニ即勘会申^レ省。

これによると、諸王計帳と呼ばれる文書が存在し、これは左右京職と正親司とが共同で最終的な文書の有効化を行っているのである。一通が正親司にとどめ置かれることからみて、もう一通は左右京職が保管するものと考えられるが、計帳という呼称からみても、この諸王計帳は左右京職の持つ計帳から皇親に関する情報のみを抜き書きしたものであると想

定される。そして3条の末尾には、年足符と呼ばれる文書が正親司に下されるにいたって、諸王計帳により勘会して結果を宮内省へと報告するとある。

1条と3条とを合わせ読むとき、①1条の「名簿」と3条の諸王計帳は同一であるのか、②3条にみえる年足符とは何か、という二点が大きな問題となる。まず①について、「名簿」と諸王計帳が仮に同一であるとすると、正親司は左右京職が作成した文書によって、同じく左右京職からの通知を確認するということになり、文書の正当性を審査する過程として著しく不自然である。これについて訳注本は、諸王計帳が左右京職の通常の計帳とは別に作成された文書であるとするが、「名簿」との関係性には言及していない。

次に②について、訳注本は3条の年足符を1条にみえる「官符」すなわち太政官符と同一であるとしている。つまり、正親司は左右京職からの通知を「名簿」で確認したうえ、それに基づいて下された皇親時服支給開始の太政官符をも諸王計帳で確認することになる。①に戻るが、「名簿」を諸王計帳と同一とした場合には、なおさら不自然な過程となる。

二 貞観十七年七月八日太政官符と正親司による公文勘会の変質

1諸王年満条と3諸王計帳条との間の不整合は、実は両者を同時に行われたものとして結びつけようとしたことによる。両者は時代的に前後関係にある内容を有しており、ここに正親司による公文勘会の変質を読み取ることができるのである。

これについて、宮城榮昌氏が『延喜式の研究』史料篇（大修館書店一九五五）において3条の史料として挙げた『類聚三代格』卷十七・貞観十七年（八七五）七月八日太政官符が重要な情報を与えてくれる。以下、右の太政官符を素材として、先に掲げた二つの疑問点を検討しつつ、正親司の果たした機能の時代的な変遷を追っていきたい。

まずは『類聚三代格』貞観十七年七月八日太政官符を掲げよう。

太政官符

応_レ押_二署諸王計帳_一事

右得_二宮内省解_一備、正親司解備、檢_二案内_一、去承和元年造_二王親籍_一、于_レ今冊余年。今省仰、諸王年足省符至者勘_二会籍帳_一、早速申送者。須_下随_二符到_一勘_中会合不上。而彼年以来、諸王籍帳無_レ在_二司家_一。望_二請_一、押_二署計帳_一、一通留_レ司。然則勘_レ抛有_レ便、仮濫無_レ聞者。省依_二解状_一、謹請_二官裁_一者。大納言正三位兼行陸奥出羽按察使源朝臣多宣、奉_レ勅、依_レ請。宜_下知_二左右京職_一依_レ件令_上行。若有_下依_二人愁_一与_二改判_一者_上、同待_二押署_一、然後判_レ之。

貞観十七年七月八日

貞観十七年頃、正親司は承和元年(八三四)以来四〇年以上「王親籍」の作成が行われていないため、宮内省から「諸王年足省符」が到来したら、「籍帳」による照合を行いその結果を報告せよ」との命令があったがかなわないと述べている。正親司は承和元年に「王親籍」なる台帳を自ら作成したのであり、宮内省の指示もこれを前提に「籍帳」をもって、恐らくは1条にみえるように左右京職から提出された、「諸王年足」の通知を検証することであった。「王親籍」と「籍帳」は同一であり、また正親司による公文勘会の基礎とされている点からみても、この「王親籍」こそ皇親名籍にふさわしいであろう。そして皇親名籍は本来正親司が主体的に作成していたことが裏付けられる。しかし右のように承和元年を最後に皇親名籍は作成されていなかったため、正親司は左右京職の作成する「計帳」に押署して正親司用に一通を保管・利用したいと申請した。この申請は勅により認可され、以降正親司の台帳作成に左右京職が協力することとされたのである。

貞観十七年太政官符は明らかに3条の淵源となったものである。鼈頭に「延」とあり、『延喜格』で追加されたもので、3条も『延喜式』で

新規に立条されたものであることがわかる。『延喜式』卷四二「左右京職」にはこれに関する規定が何ら存在しないので、あるいは格文が延喜左右京格に収められていたのではないかと推察される。

右の貞観十七年太政官符の「今省仰」以下の部分について、国史大系本では「今省仰_二諸王年足_一、省符至者勘_二会籍帳_一、早速申送者」と区切って訓読している。国史大系本に従い「今省諸王年足れるを仰す。省符至らば籍帳と勘会し、早速申送せよ、てへり」と読んでも内容的には理解できるものの、右に掲げたように訓点・句読点を改め、「今省仰すらく、諸王年足れるの省符至らば籍帳と勘会し、早速申送せよ、てへり」と読んだ方が、正親司側から宮内省の命令を引用する形式としても自然である。貞観十七年太政官符に引く宮内省の指示は、1条において左右京職の移を受領した後、宮内省が正親司に「名簿と勘会」させる過程を述べているのである。

右のように区切るとき、「諸王年足省符」が特定の文書を指す用語であり、3条にいう「年足符(年足れりの符)」と同じものを指していることが明確になる。疑問点の②について、訳注本のように3条の「年足符」と1条の太政官符とを同一とするのは誤りで、「年足符」とは左右京職の通知に基づく宮内省から正親司への勘会命令であった。

以上より、1条において示された正親司による公文勘会の過程は、次のように復原できる。まず十二月、当年に十二歳に達した諸王について、左右京職が宮内省に移をもって通知する。宮内省はこれを正親司に下すが、このとき諸王が十二歳に達した(年足れり)ことを皇親名籍と照合して確認するように宮内省符をもって命じたのであり、これが3条にいう「年足符」であった。正親司は保管する皇親名籍によって左右京職からの通知内容に誤りが無いことを確認し宮内省に報告、宮内省は太政官へと上申して、翌年正月には当該の諸王への時服支給開始を命じる太政官符が発せられた。

次に疑問点の①、1条の「名簿」と3条の諸王計帳との関係について、貞観十七年太政官符をみると、両者は本来別のものであったことがわかる。1条にみえる正親司による左右京職の通知の勘会は、かつては正親司が独自に保有する皇親名簿によって行われていたのである。ところが正親司解に述べるように、承和元年以来この皇親名簿は作成されていなかったたのであり、左右京職による通知を検証するための情報が手元になかったという状況であった。そこで便法として提唱されたのが、左右京職の作成する「計帳」（恐らく諸王のみ抜き出したもの）に正親司の押署を加えて皇親把握のための正式な台帳とし、これによって公文勘会を行うという形式であった。

ここで、先に指摘したように、左右京職の作成した諸王計帳によって、左右京職の作成した十二歳の諸王の歴名を勘会するという、公文勘会の厳密性を損なう事態が生じている。しかも諸王計帳による勘会は正親司の申請によるものであり、また勅によって認可された正式な手続きとなっている。このことは、九世紀後半の段階で、正親司の皇親名簿による公文勘会が実質的に放棄されたか、少なくともその実効性を十分に担保することができなくなっていたことを意味していよう。1条は本来、最後に皇親名簿が作成された承和元年より以前の、本来的な正親司の公文勘会過程を定めたものであったが、貞観十七年太政官符・3条の法制化により、「勘_二会名簿_一」の前提条件が変更されたことで、勘会の実が失われたのである。

『続日本紀』延暦二年（七八三）九月丙子条には、近江国から山村王なる人物の嫡流を京戸に遷すことが申請されるも、「皇親籍」に山村王の名が見えないとして退けられたことがみえ、皇親は正親司の皇親名簿に名を連ねるがゆえに皇親であるという理念がうかがえる（内田正俊『日本書紀』系図「巻と皇親名簿」『日本書紀研究』二〇、一九九六）。1条で皇親名簿を指すべき語が「名簿」とされているのも、あるいは皇親名

籍から諸王計帳へという、機能的には類似しながら、その理念において大きく変化した実態を意識してのものではないだろうか。

〔補考2〕貞観期の皇親時服受給者定額化と正親司

正親式2王定条は、皇親時服の支給対象者に定員を設ける規定である。本文を掲げよう。

凡賜_二時服_一王定_二四百廿九人_一。待_二其死闕_一依_レ次補之。但改_レ姓為_レ臣之闕、不_レ補_二其代_一、隨即減_二定額數_一。

本規定の淵源は、『日本三代実録』貞観十二年（八七〇）二月二十日条にみえている。

廿日壬寅、公卿奏_下請減_二諸王季祿_一兼立_中給_レ祿定額_上曰、（中略）伏見_二故從四位上豊前王等意見表_一曰、利_レ国之政、節_レ用為_レ先。今府帑稍空、貢賦少_レ入。当_下停_二諸王之祿_一存_中救弊之計_上者。臣等商量上表之旨_一、頗有_レ可_レ取。但專停_レ之則似_レ疎_二皇親_一、全給_レ之則可_レ闕_二国用_一。取捨之方、宜_二動折中_一。又王氏蕃昌万_二倍曩日_一。計_二其祿賜_一、所_レ費難_レ支。伏望、當時預_レ祿者四百廿九人為_二定員_一、後生年足者隨_レ闕補_レ之。但自願_二賜_レ姓屬_レ籍者不_二以為_レ闕_一。（後略）

両者を比較すると、正親式で「時服」とあるものが、『日本三代実録』では「諸王季祿」とある。九世紀には皇親時服が季祿と同質化していたことが指摘されており（相曾貴志「九世紀における諸王の待遇―皇親時服を中心として―」虎尾俊哉編『日本古代の法と社会』吉川弘文館、一九九五）、その同質性を本来的なものとする見解もある（山下信一郎「皇親時服料とその変遷」『日本古代の国家と給与制』吉川弘文館、二〇一二所収、初出は一九九四）。正親式4同世同名条は皇親季祿に関する規定となっており、一見皇親時服について定める1〜3条とは異質だが、実際には同じく皇親時服に関する規定であろう。

貞観十二年の記事に戻ろう。このときの公卿奏は、「豊前王等意見表」に依拠したものであると述べている。これは『日本三代実録』貞観七年(八六五)二月二日条の豊前王の卒伝に、

先是、諸王自二世至四世、賜夏冬衣服、不限人数、随年足符出多少賜之。或至五六百人、是時載簿進官者四百余人。豊前上疏曰、諸王給服、人数不定、徒費帑藏。何無紀極。望請、以當時所定定数、随闕補之、不聽輒過。從之。

とあるのを指している。この上疏は貞観四年(八六二)四月に清和天皇からの諮問に対し、藤原良相が上表して豊前王らの意見を具申させたものなので、貞観初頭の事情を示すだろう。国史大系本は「年足符」を「年定符」と改め、「随年定符出多少」と読んでいるが、「年足符」は正親式3諸王計帳条にみえる通り史料用語であるから、右のように訓点を改めれば、皇親時服は「年足れりの符の出づるの多少」によって支給されていたことが知られる。このように皇親時服の支給対象者が無制限に増減することが国庫を圧迫していたため、貞観十二年、皇親時服の支給対象者に定員が設けられたのである。

この制度変更は、正親司の文書行政に影響を与えたと考えられる。正親式7諸王時服条には

凡諸王給春夏時服者、二世王絹六疋、糸十二絢、調布十八端、鉞卅口、四世王以上並如令。正月廿日録送省。秋冬准此(但以綿代糸、以鉄二廷一代鉞五口)。皆向大藏受之。不得遣人代請。

とあり、正親司は皇親時服の支給対象者と、恐らくその世代に応じた支給物の数量などを記載して宮内省に申請することとされている。これは支給の都度行われるのであり、皇親時服の支給対象者に定員が設けられる以前から行われていた可能性が高いだろう。つまり正親司は、正親

式1諸王年満条および同3諸王計帳条にみえる、左右京職からの通知と「名簿」(1条、詳細は備考1参照)との勘会に加えて、実際に皇親時服を支給する者の歴名を別途作成していたということになる。前者は新たに皇親時服支給対象となる者の確認、後者は全支給対象者の申請である。そして豊前王の上疏をふまえて考えると、後者の手続きは前者の手続きを経た者の追加と死亡などによる欠員の削除であるから、勘会の重点は前者にあつたのではないかと考えられる。

ところが貞観十二年、皇親時服の支給対象に定員が設けられ、当時皇親時服を受給していた四二九人の名簿が固定されたことで、1条の手続きを経てもただちに皇親時服が支給されるわけではなくなった。毎年左右京職から通知される「年足」れる諸王は、貞観十二年の公卿奏に「後生年足者随闕補之」とみえるように、名簿に記載された四二九人に欠員が生じること順次対象に加えられることとなったのである。皇親時服支給の都度作成されていた受給者名簿は、貞観十二年以降、受給者を決定するための基本台帳としての性格を帯びていく。そして皇親時服の支給に際しての公文勘会が、「一定の年齢に達した皇親は誰か」という観点だけでなく、「前回受給した皇親の欠員と、現在受給していない皇親で順位の高い者の確認」という観点からも行われることとなる。こうしてみると、貞観十二年の皇親時服受給者定額化は、正親司における公文勘会を一層厳格化するものであるようにみえる。しかし実際には備考1で見たとおり、1条の手続きは貞観十七年(八七五)に早くも形骸化してしまう。これにより、正親司の公文勘会は、皇親時服の前回受給者名簿からの変更を確認することへと重点を移していったであろう。

さらに、『類聚国史』巻一〇七から復原される『日本三代実録』元慶五年(八八二)五月十日条には次のようにある。

十日丁巳、制、令正親司進四世已上諸王歴名帳於太政官。每有闕補、随令改正、一如式兵二省補任帳。下季禄符之日、

即備_レ於_レ勘会_一。

正親司は「四世已上諸王歴名帳」なる文書を太政官に提出しており、その扱いは、欠員・補充を都度反映する点で「式兵二省補任帳」と同様であったという。ここから正親司が提出した諸王歴名帳は、諸王計帳のよ_レうな皇族の網羅的な台帳ではなく、皇親時服の支給対象者名簿であったと考えられる。これが太政官に提出され、「季禄符」を下す際の勘会に用いられるとあるが、これは太政官式114諸王時服条に

凡諸王時服用_二官符_一給_二外国_一者、仰_二本司_一令_レ進_二其歴名帳_一。每_レ有_二闕補_一、随即令_レ注_二其側_一、一如_二式部兵部_一省補任帳_一。

とある規定の淵源である。これは諸王時服のうち外国の財源から支出するものに限定した規定と解せるが、訳注本民部式下52年料別納租穀条補注（担当は相曾貴志氏・堀部猛氏）には、貞観式段階までに位禄等の外国財源からの支出が一般化していた可能性が指摘されている。よつて元慶五年の記事も、財源の区別なく皇親時服全体に関する措置で、太政官式では諸国の財源を支出させる「官符」にあたる「季禄符」は、皇親時服受給者全体を対象としていた可能性もある。その「季禄符」を発する際の勘会のために諸王歴名帳を提出させたというのであるから、正親司による皇親時服受給者名簿の異同確認は、少なくともその一部が太政官へと吸収されていたことになる。

【補考①】賜女王禄儀における正親佑の発語

正親式5女王禄条は、正月八日に女王に特別の禄を支給する儀式次第を定めている。まずは本文を掲げる。

凡正月八日給_二禄女王_一。所司設_二座於殿庭_一、立_二幄_一二字於安福殿前_一、積_二禄於版位南_一、亦供_二奉殿上装束_一。天皇御_二紫宸殿_一、内侍率_二女官_一就_レ座。本司官人引_二女王_一自_二月華門_一參入。女王先就_二幄下座_一（_レ以_レ世為_レ次、不_レ抛_二長幼_一）、次官人共趨就_二前庭座_一。佑一

人執_レ簿唱曰、其親王_レ之後。即一祖之胤皆下座、共称唯就_二庭中座_一。座定執_レ簿一々喚_レ名。女王即称唯、進受_レ禄退出。余亦如_レ之。其禄法、人別絹_二二疋、綿六屯_一（十一月新嘗会准_レ此_一）。

（*訳注本は「其親王」を「某親王」に改める）

賜女王禄儀において、「佑一人執_レ簿唱曰、其親王_レ之後。即一祖之胤皆下座、共称唯就_二庭中座_一」とあるように、正親佑は支給対象者の名簿を持ち、幄下の座にいる女王達に、庭中の座に来て禄を受け取るように呼びかけている。

この部分について、訳注本は「佑一人、簿を執りて唱えて曰く、某親王の後、すなわち一祖の胤、皆下座す、と。ともに称唯し、庭中の座に就け」と読み下している。しかし『儀式』巻第八「正月八日賜_二女王禄_一」の項では、該当部分を次のように記述する（本文校訂は渡邊直彦校注 神道大系『儀式・内裏式』（神道大系編纂会、一九八〇）による）。

佑一人執_レ名簿、唱曰、其_レ某_レ親王_レ之後。于_レ時一祖之胤、皆下座称唯、進就_レ賜_レ禄座_一。

この記述は、「佑一人、名簿を執りて唱えて曰く、其の親王の後、と。時に一祖の胤、皆下座、称唯し、進みて禄を賜わるの座に就け」と読み下せる。「一祖之胤」の直前にある語が、「正親式では「即」、「儀式」では「于_レ時」となっていることから、この部分は正親佑の唱える内容には含まれず、正親佑が発語した後、直ちに女王らがとるべき行動を示している」と判断される。正親佑は「其の親王の後」と唱えるのみである。

以上より、正親式の読み下しについて、「佑一人、簿を執りて唱えて曰く、其の親王の後、と。すなわち一祖の胤、皆下座し、ともに称唯し、庭中の座に就け」と読み下すべきである。

（国立歴史民俗博物館リサーチアシスタント）
二〇二〇年四月九日受付、二〇二〇年一〇月二六日審査終了